

## 鎌ケ谷市一時預かり事業の利用に関するキャンセルポリシー

- 1 「鎌ケ谷市一時預かり事業実施規則（以下「規則」という。）」第5条において定める施設（鎌ケ谷市立道野辺保育園、鎌ケ谷市立南初富保育園、鎌ケ谷市立栗野保育園）に係るキャンセルポリシーとなります。
- 2 規則第7条に基づく決定の通知が行われた時点より当キャンセルポリシーの対象となります。
- 3 利用予定日の前日正午をもって利用内容の変更ができなくなります。
- 4 以下の場合にはご利用をお控えいただくとともに、利用のキャンセルについて、できるだけ速やかに利用希望施設に連絡するようにお願いします。
  - ・利用日前日までに発熱があった場合
  - ・利用日当日に発熱がある場合
  - ・ご家族が感染症にかかっている場合
  - ・発熱はなくても体調の崩れが見られる場合
- 5 無断でのキャンセルや度重なる予約変更は、施設や他の利用者の迷惑となりますので、お控え下さい。
- 6 無断でのキャンセル、度重なる予約変更及び利用料に未納がある場合、施設の判断により利用をお断りする場合があります。
- 7 利用予定日の前日正午以降のキャンセルについては、利用があったものとみなし、施設への利用料等の支払が必要となります。（取扱いについては別表1のとおり）
- 8 前項6及び7について、市長が特に必要と認めるときは、この限りではありません。

(別表1)

	利用予定日の前日 正午より前にキャンセルした場合	利用予定日の前日 正午以降にキャンセルした場合	無断キャンセルの場合
利用料等	発生しない (無料)	予約時間に係る分の利用料に相当する金額の支払いが発生※ (利用があったものとみなす)	

※給食の提供が予定されていた場合、給食代300円についても支払いが生じる